

AI自律発明と特許制度：「発明者性」と「成果保護」の切り分け



AI INVENTOR CONCEPT



現行法上の発明者は 「自然人」に限定

日本の最高裁決定（DABUS事件）等により、
現行法では自然人のみが発明者と確定。



DIGITAL ASSET PROTECTION



AIを発明者と認めなくても、
人間や法人に権利を帰属させて
保護する制度設計は可能。

核心となる概念整理：「発明者性」と
「成果の保護」は異なる論点



主要国で「AI＝発明者」を 否定する判断が一致

日・米・欧・中など主要国は自然人限定で
一致し、人間の実質的寄与を評価する方針。



国際的な合意と 産業界のニーズ



製薬業界等の真の要望は 「投資回収の仕組み維持」

求められているのはAI自体の権利化ではなく、
実用化に向けた投資を回収できる制度。